

令和8年度「健康サポート薬局」研修会開催要項

平成28年に厚生労働省基準適合「健康サポート薬局」が施行され、同薬局の届出が平成28年10月1日から開始された。健康サポート薬局は、平成27年6月に厚生労働省に設置された「健康情報拠点 薬局（仮称）のあり方に関する検討会」を踏まえ、「かかりつけ薬局・薬剤師の基本的な機能に加えて、地域住民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する機能を備えた薬局」を「健康サポート薬局」として薬機法上に位置づけている。薬局は、告示に定める基準を満たし、都道府県知事等に届け出ることによって健康サポート薬局の表示ができ、健康サポート薬局である旨は、薬局機能情報提供制度により公表されている。健康サポート薬局には、要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の維持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師が常駐することが定められている。

本会では、「健康サポート薬局に係る研修実施要綱」により、研修実施機関（日本薬剤師会と日本薬剤師研修センターが合同届出）の協力者として下記のとおり健康サポート薬局研修会を開催する。

- 本研修会は、健康サポート薬局研修修了証の更新手続きに必要な研修会と併催とする。
健康サポート研修修了証の有効期限の2年前以降に、薬局が所在する都道府県の薬剤師会が開催する「研修会A」を受講する必要がある。（研修会B及びeラーニングの再受講は更新要件ではないが、能力の維持・向上、知識の更新・確認のため、再受講することが望ましい）
※研修会Aについては更新対象者を優先とする。
- 研修会A参加者**
勤務薬局において連携が想定される地域の医療・保険・健康・介護・福祉等の連絡先などを調べ、当日研修会内のグループ討議の際に情報提供を出来るように準備する。なお、この事前調査に関する提出および書式はない。
- 研修会B参加者**
日本薬剤師会が提供する「健康サポート薬局研修 eラーニング」のコンテンツ（2020改訂版）のうち、要指導医薬品等概説の研修項目、特に、「臨床判断の考え方と疾患の推測（総論）」（60分程度）「要指導医薬品・一般用医薬品販売における基本姿勢」「セルフメディケーション支援のための薬局での対応・一般用医薬品等の選択」（いずれも120分程度）を受講しておく。また、実際のOTC医薬品の添付文書について、どのような記載内容があるか確認しておく（1~2例で可）。
自薬局で取り扱いのあるOTC医薬品のうち、鼻水の症状に適応のある品目のリストを作成し、研修会当日持参する。

なお、研修会Bの内容は、薬局利用者の相談対応として要指導医薬品や一般用医薬品による対応に焦点を当て、薬局利用者の情報収集、状態把握、それに合わせた適切な医薬品選択、という対応の流れや考え方を体得するための研修として作成したプログラムを適用したものであり、広く薬剤師に受講いただきたい。

このため研修会Bについては、健康サポート薬局研修の受講を目的とする薬剤師に加え、セルフケア・セルフメディケーション研修の受講を目的とする薬剤師も対象に含める。

1. 主催 一般社団法人長野県薬剤師会
2. 共催 公益社団法人日本薬剤師会
3. 後援 長野県（予定）

4. 受講要件 ※研修会Aのみ

【新規受講の方】 ▶別添「健康サポート薬局研修受講ガイド」を確認。

令和8年度中に薬局においての薬剤師としての実務経験が5年以上となる。

【更新受講の方】 ▶別添「健康サポート薬局研修 修了者の皆様へ～研修修了証の更新手続きについて～」を確認。

令和10年(2028年)7月4日までに研修修了証の有効期限を迎える方

5. 日時・開催場所

健康サポート薬局研修会A「健康サポートのための多職種連携研修」

- ・日時 令和8年7月5日（日）13:00～17:30（予定） ※受付12:30～
- ・場所 長野県薬剤師会医薬品総合研究センター
〒390-0802 松本市旭2-10-15（TEL:0263-34-5511）

健康サポート薬局研修会B「健康サポートのための薬剤師の対応研修」

- ・日時 令和8年8月23日（日）13:00～17:30（予定） ※受付12:30～
- ・場所 長野県薬剤師会医薬品総合研究センター
〒390-0802 松本市旭2-10-15（TEL:0263-34-5511）

6. 受講料 健康サポート薬局研修会A 6,000円(ただし、本会会員は2,500円)
健康サポート薬局研修会B 6,000円(ただし、本会会員は2,500円)
※研修会A・B受講確定後、長野県薬剤師会から請求書を送付する。

7. 定員 研修会A 70名 研修会B 70名

- *原則、申込順での受付とする。
- *研修会Aは更新対象者を優先することとする。
- *研修修了証の発行には薬剤師として薬局での5年の実務経験が必要であることから、既に薬局での5年の実務経験、健康サポート薬局としての体制整備進捗状況等を考慮し調整する場合がある。
- *受講決定の連絡は、申込者あてメールで行う。

8. 申込方法 専用申込みフォームから申込み。(本会ホームページに掲載)
※研修会A・研修会Bそれぞれ申込み手続きが必要となる。

9. 申込期間

研修会A【更新対象者】 令和8年5月12日(火) 9時 ~ 5月22日(金) 17時まで
【新規受講者】 令和8年5月26日(火) 9時 ~ 6月5日(金) 17時まで
※先着順・定員になり次第締切
研修会B 令和8年6月12日(金) 9時 ~ 7月10日(金) 17時まで
※先着順・定員になり次第締切

10. 受講証明書の交付

各回研修会(研修会A・B)終了後、所定のレポート提出後に受講証明書を交付する。
研修中、長時間にわたって離席された方、研修終了前に退席された方には交付しない。

11. その他

- ・詳細については、受講者に別途案内する。
- ・申込者の都合により研修会当日受講をキャンセルされた場合でも、受講料の返金はしない。
- ・本研修会は日本薬剤師研修センター研修認定単位の対象外。

12. お問い合わせ

長野県薬剤師会事務局 担当：保険医療課 桐山・藤澤

〒390-0802 松本市旭 2-10-15

TEL 0263-34-5511 / FAX 0263-34-0075 / e-mail hoken3@naganokenyaku.or.jp

【研修修了証について】(平成28年4月26日 日薬業発第51号「健康サポート薬局に係る研修について(その3)」より)
健康サポート薬局の届出では、「有効な健康サポート薬局に係る研修の研修修了証」が届出添付書類とされている。

以下のアイに該当する方が、「健康サポート薬局研修会A・B」「知識習得型研修(e-ラーニング)」の受講終了後、別途申請(全ての受講証明書(3通)及び必要書類を提出)を行うと「研修修了証」が発行される。(提出先:日本薬剤師研修センター)

ア すべての技能習得型研修及び知識習得型研修を修了した者

イ 薬局において、薬剤師として5年以上の実務経験がある者

※修了証発行には別途費用がかかる。具体的な申請方法や金額については日本薬剤師研修センターホームページ参照。

※研修修了証は、5年以上の実務経験があることを確認した上での発行となり、5年未満の実務経験で研修を受講した方は、実務経験が5年以上となつてからの申請となる。

※厚生労働省が示す要綱に則り、研修修了証は、発行から6年間を有効期限とし、有効期限の2年前から有効期限の間に研修を再履修・修了した場合には、研修修了証の有効期限を6年間延長するものとする。なお、要綱に「一度研修修了証(無効である研修修了証を除く。)を受けた健康サポート薬剤師に対しては、「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」のみの受講で修了証を再発行しても差し支えない」とあり、「A」の研修会がそれに該当する。



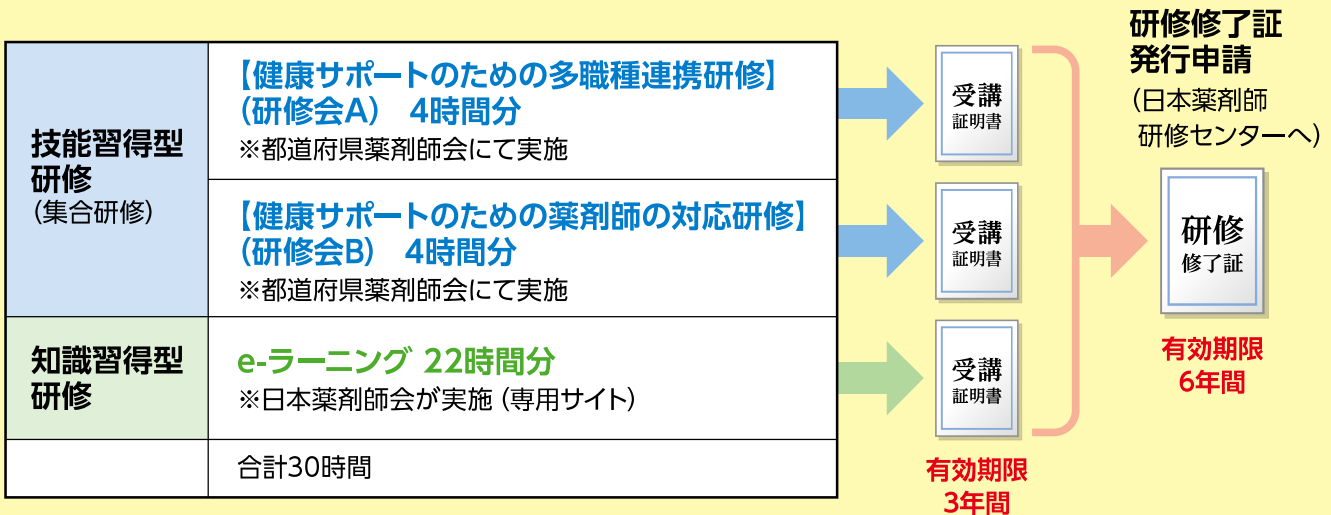
受講される方は必読! 健康サポート薬局研修受講ガイド

この研修は、これから健康サポート薬局である旨を表示しようとする薬局、及び既に表示している薬局に従事する薬剤師の方を対象とするものです。
 日本薬剤師会と日本薬剤師研修センターは当該研修の実施機関として、合同で、厚生労働省が指定する確認機関（日本薬学会）への届出を行っており、都道府県薬剤師会の協力を得て、以下のとおり研修を実施しています。



健康サポート薬局研修は、日本薬剤師会のほか、複数の団体が実施しています。他の団体が行う研修とお間違えないようご注意ください。すべての課程において同じ研修実施団体のものを受講しなければ、研修修了証は発行されません。

日本薬剤師会の研修実施方法



受講申し込み方法

■技能習得型研修 (研修会A及びB)

各都道府県薬剤師会で開催しております。開催日の問い合わせ、研修会の申し込みについては、各都道府県薬剤師会宛てにお願いいたします。

研修会Aは、勤務先薬局所在地の都道府県薬剤師会の研修会を受講してください。
 (研修会Bは、勤務先薬局所在地以外の都道府県薬剤師会の研修会も受講可能です。)

■知識習得型研修 (e-ラーニング)

右記の専用サイトにアクセスし、ページ中央の「新規のお申し込みはこちら」のボタンより申し込みください。

健康サポート薬局研修<e-ラーニングサイト>
<https://www.jpakensapo.jp/>

研修受講から修了までの流れ

STEP 1

受講申し込み

裏面の「受講申し込み方法」を確認のうえ申し込みを行う

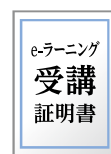
STEP 2

研修の受講

研修会A及びBと、e-ラーニングをそれぞれ受講し、
受講証明書を取得する(計3通)



受講証明書の有効期限は3年間です。



STEP 3

研修修了証の発行申請

全ての受講証明書(正本3通)及び必要書類を
日本薬剤師研修センターに提出する



日本薬剤師研修センターのホームページに掲載されている
「健康サポート薬局研修修了証交付申請要領」を必ずご確認ください。



受講証明書の有効期限内に研修修了証の発行申請を行ってください。



研修修了証の交付申請には、薬局薬剤師として、5年以上の実務経験が必要です。

STEP 4

研修修了証の交付

日本薬剤師研修センターから研修修了証が発行される

研修
修了証



研修修了証の有効期限は6年間です。



研修修了証を更新するには、以下①、②の両方を満たす必要があります。

- ① 研修修了証の有効期限の2年前以降に、薬局が所在する都道府県の薬剤師会が開催する「研修会A」を受講すること
- ② 研修修了証の有効期限までに、日本薬剤師研修センターへの更新申請を完了(手数料振込・郵送必着)すること

※更新後の研修修了証が申請者の手元に届くまでには2か月程度の期間を要することから、可能な限り有効期限の2か月前までに申請をお勧めいたします。



日本薬剤師会以外の他団体が実施する健康サポート薬局研修を修了し、研修修了証の交付を受けた場合は、都道府県薬剤師会が実施する「研修会A」を受講されても、他団体が交付した研修修了証の更新はできません。

詳細は日本薬剤師会ホームページでご確認ください

STEP ① トップページ「健康サポート薬局」のバナーをクリック

STEP ② 「健康サポート薬局研修について」をクリック



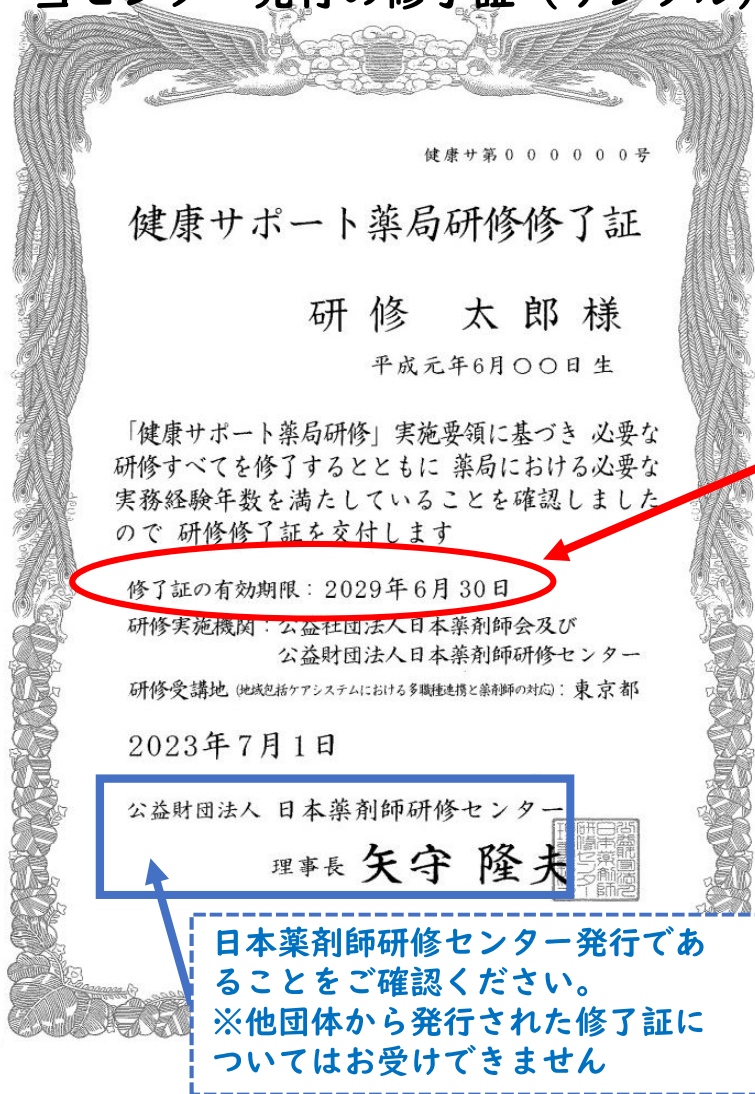
[2025年3月現在]

作成：公益社団法人日本薬剤師会

2025年3月より修了証の更新期間（提出期限）が変更となります

①お手持ちの修了証の有効期限・修了証発行元を確認のうえ、更新期間をご確認ください

当センター発行の修了証（サンプル）



更新期間は
修了証の有効期限
2年前～有効期限日まで

例：有効期限2029年6月30日
更新期間
2027年6月30日
～ 2029年6月30日

※この見直しにより、有効期限日直前までの研修会A受講は可能となりました。
ただし、書類提出は可能な限り、2ヶ月前までにお願いいたします。

日本薬剤師研修センター発行であることをご確認ください。
※他団体から発行された修了証についてはお受けできません

②更新期間内に「研修会A」を受講ください

研修会A：薬局所在地の都道府県薬剤師会主催を受講

③更新期間内に日本薬剤師研修センターへ「交付申請」を完了してください。（書類の郵送）

注）更新手続きの関係上、可能な限り有効期限の2ヶ月前までに更新申請してください